

総務財政委員会
令和2年7月21日
総務部 資料1番
所管 人事課

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に関し、当該業務の特殊性を踏まえ、感染症予防業務手当の特例を定める必要があるため、条例の規定整備を行う。

2 対象業務及び支給金額

保健衛生行政を所管する課に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症予防業務手当を支給し、その額は、従事した1日につき4,000円を超えない範囲内において、規則で定める。

3 対象職員

健康政策部各課又は地域福祉課に勤務する職員（地域福祉課にあつては、保健師に限る。）

4 施行日

公布の日。ただし、令和2年1月27日から適用

5 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年条例第3号）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の特殊勤務手当に関する条例 平成11年2月17日 条例第3号 第1条から第10条まで（現行のとおり） 付 則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。 <u>（感染症予防業務手当に関する特例）</u></p> <p>2 <u>保健衛生行政を所管する課に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症予防業務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する手当の額は、従事した1日につき4,000円を超えない範囲内において規則で定める。</u></p> <p>4 <u>付則第2項の規定により感染症予防業務手当を支給する場合における第8条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び付則第2項」とする。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第2項から第4項までの規定は、令和2年1月27日（以下「適用日」という。）から適用する。</u></p> <p>2 <u>適用日からこの条例の施行の日の前日までに於いて、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第3条の規定により支給された感染症予防業務手当は、改正後の条例付則第2項の規定により支給する感染症予防業務手当の内払とみなす。</u></p>	<p>○職員の特殊勤務手当に関する条例 平成11年2月17日 条例第3号 第1条から第10条まで（略） 付 則</p> <p>この条例は、平成11年4月1日から施行する。 新設</p>